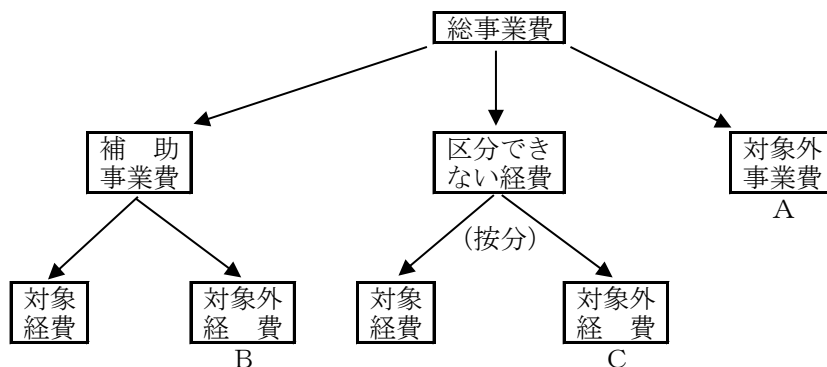


複合施設における対象外経費算出方法



$$\text{対象外経費} = A + B + C$$

1. 総事業費を補助事業費（プール、武道場等）、対象外事業費（校舎、屋内運動場等）及び区分できない経費（基礎工事等）に分ける。
2. 補助事業費について、補助対象経費、対象外経費（別添 1 参照）に分ける。
3. 区分できない経費について、面積按分により補助対象経費、対象外経費に分ける。
4. 上記により算出した合計が対象外経費である。

水泳プールに附属した機械室・更衣室又は屋内プールが建物と一体となって経費が明確に区分できないものについての按分方法

ア．プールを屋上（屋外）に設けた場合

$$\frac{\text{水泳プール附属室面積}}{\text{学校建物面積} + \text{水泳プール附属室面積}}$$

イ．プールを屋内に設けた場合

$$\frac{\text{水泳プール関係面積}}{\text{学校建物面積} + \text{水泳プール関係面積}}$$

（プール水面積及びプールサイド面積を含む）